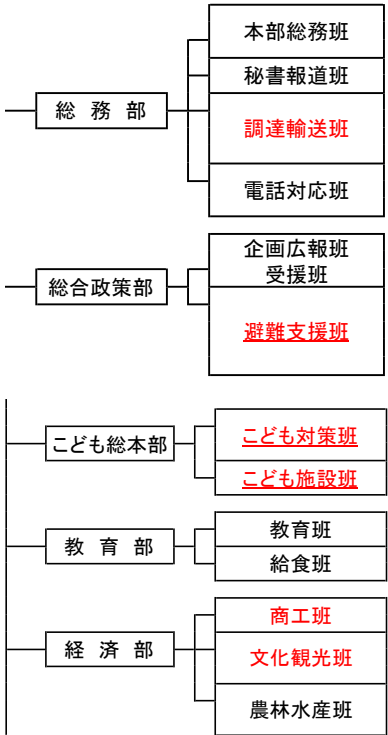
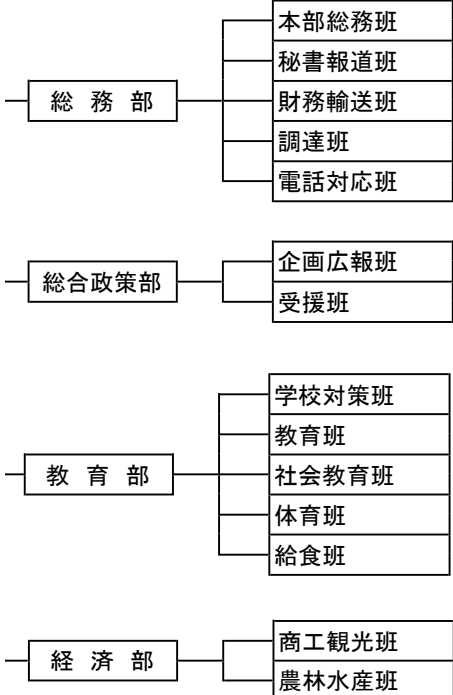


米子市地域防災計画（原子力災害対策編を除く）修正案 新旧対照表 （令和4年度改正）

※ 軽易な文字・文言修正や、図表内の数字等の更新(時点修正)は、掲載を省略

項 目	修 正 案	修 正 前
P. 53 <共通対策計画> 第2章 災害予防計画 第13節 要配慮者災害 予防計画	<p><b>6 要配慮者利用施設における体制整備</b></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 要配慮者利用施設の被害想定                      要配慮者利用施設の被害想定については、資料編 2-22 のとおり。市は、施設の避難計画策定に協力するものとする。</p>	<p><b>6 要配慮者利用施設における体制整備</b></p> <p>(1)～(4) 略</p>
P. 70 <共通対策計画> 第3章 災害応急対策計画 第3節 組織計画	<p>米子市災害(水防)対策本部組織編成図</p>  <p>(班の変更は計画全般に及んでおり、全箇所修正を行っている)</p>	<p>米子市災害(水防)対策本部組織編成図</p> 

項 目	修 正 案	修 正 前
P. 7 4 <共通対策計画> 第3章 災害応急対策 計画 第4節 配備及び動員 計画	表2(詳細区分表1)風水害に対する配備体制区分及び基準 1 災害準備体制 災害準備体制(準備体制)体制の基準 3 斐伊川(中海)湖心の水位が水防団待機水位を超え、かつ水位上昇のお <b>それがある場合。</b> 2 災害発生時の配備体制 第1配備体制(注意体制)体制の基準 2 洪水予報河川及び水位周知河川ではん濫注意水位に達すると予想さ れるとき。 2 災害発生時の配備体制 第2配備体制(警戒体制)体制の基準 2 洪水予報河川及び水位周知河川ではん濫注意水位に達すると予想さ れるとき。	表2(詳細区分表1)風水害に対する配備体制区分及び基準 1 災害準備体制 体制の基準 3 斐伊川(中海)湖心の水位が水防団待機水位を超えた場合。 2 災害発生時の配備体制 体制の基準 2 日野川、法勝寺川、加茂川、新加茂川、佐陀川、精進川、小松谷川の 各観測所ではん濫注意水位に達すると予想されるとき。 2 災害発生時の配備体制 体制の基準 2 日野川、法勝寺川、加茂川、新加茂川、佐陀川、精進川、小松谷川の 各観測所ではん濫注意水位に達すると予想されるとき。
P. 7 5 <共通対策計画> 第3章 災害応急対策 計画 第4節 配備及び動員 計画	表2(詳細区分表2)土砂災害に対する配備体制区分及び基準 2 災害発生時の配備体制 第1配備体制(注意体制)体制の基準 2 土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき。 2 災害発生時の配備体制 第2配備体制(警戒体制)体制の基準 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 2 災害発生時の配備体制 第3配備体制(非常体制)体制の基準 <b>(2を削除、以下項目繰り上げ)</b>	表2(詳細区分表2)土砂災害に対する配備体制区分及び基準 体制の基準 2 土砂災害危険度情報「警戒」が発表されたとき。 2 災害発生時の配備体制 第2配備体制(警戒体制)体制の基準 2 土砂災害危険度情報「非常に危険」が発表されたとき。 2 災害発生時の配備体制 第3配備体制(非常体制)体制の基準 2 土砂災害危険度情報「極めて危険」が発表されたとき。
P. 8 2 <共通対策計画> 第3章 災害応急対策 計画 第4節 配備及び動員 計画	○ 別図1 動員配備の伝達系統図 <b>※電話をはじめ、さまざまなインターネットツールの活用など、効率的かつ確            実な伝達手段を用いて職員を動員する。</b>	○ 別図1 動員配備の伝達系統図 (第1順位 有線電話)(第2順位 あんしんトリピーメール) (第3順位 同報無線) <b>※有線電話が使用できない場合には、あんしんトリピーメール、同報無線によ            り、職員を動員する。</b>

項 目	修 正 案	修 正 前
P. 110 <共通対策計画> 第3章 災害応急対策 計画 第7節 災害広報計画	<p>(5)市民に対する広報</p> <p>市民に対しては、広報車、防災行政無線放送施設、防災ラジオ、<b>防災FAX</b>、米子市ホームページ、あんしんトリピーメール、中海<b>テレビ</b>テロップ、緊急情報テレホンサービス、ツイッター、フェイスブックなどを利用して周知徹底を図るほか、Lアラート(<b>災害情報共有システム</b>)等により報道機関を活用するとともにチラシの配布、掲示等、また必要によっては消防団員等により戸別訪問により伝達を行い、広報活動の徹底を図るものとする。</p> <p><b>(ウを削除)</b></p>	<p>(5)市民に対する広報</p> <p>市民に対しては、広報車、防災行政無線放送施設、防災ラジオ、FAX、米子市ホームページ、あんしんトリピーメール、中海テロップ、緊急情報テレホンサービス、ツイッター、フェイスブックなどを利用して周知徹底を図るほか、Lアラート(公共情報コモンズ)等により報道機関を活用するとともにチラシの配布、掲示等、また必要によっては消防団員等により戸別訪問により伝達を行い、広報活動の徹底を図るものとする。</p> <p>ウ 有線放送の利用</p> <p>有線放送施設設置地区においては、有線放送により伝達する。</p>
	<p>(6)ラジオ、テレビ等に対する広報協力の要請</p> <p>ウ 放送機関と連携した避難に関する情報の伝達について</p> <p>市長が、住民に対し、避難準備情報・避難指示を発令した場合、前項の放送依頼先である7放送機関及び県危機管理局に対して<b>Lアラート(災害情報共有システム)発信及びFAX</b>により依頼するものとする。7放送機関には、テロップ放送やアナウンスにより、県には県ホームページにより住民に避難情報を伝達するよう依頼するものとする。</p>	<p>(6)ラジオ、テレビ等に対する広報協力の要請</p> <p>ウ 放送機関と連携した避難に関する情報の伝達について</p> <p>市長が、住民に対し、避難準備情報・避難指示を発令した場合、前項の放送依頼先である7放送機関及び県危機管理局に対してFAXにより依頼するものとする。7放送機関には、テロップ放送やアナウンスにより、県には県ホームページにより住民に避難情報を伝達するよう依頼するものとする。</p>

項 目	修 正 案	修 正 前
P.119 <共通対策計画> 第3章 災害応急対策 計画 第8節 避難受入れ計画	<b>5 避難指示等の判断基準、対象地域、伝達手段</b> (1) 避難指示等の発令基準 水害 高齢者等避難 2 水位周知河川で、氾濫注意水位を超えなお水位の上昇のおそれがあり、避難判断水位に到達することが見込まれるとき。 <b>3 その他の河川で、洪水キキクルの危険度分布が「警戒」(赤色)に達し、さらに降雨が予想されるとき。</b>	<b>5 避難指示等の判断基準、対象地域、伝達手段</b> (1) 避難指示等の発令基準 水害 高齢者等避難 2 水位周知河川で、氾濫注意水位を超えなお水位の上昇のおそれがあり、避難判断水位に到達することが見込まれるとき又は、洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤色)が表示されたとき。
	水害 避難指示 2 水位周知河川で、避難判断水位を超えなお水位の上昇のおそれがあり、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。 <b>3 その他の河川で、洪水キキクルの危険度分布が「危険」(紫色)に達し、さらに降雨が予想されるとき。</b>	水害 避難指示 2 水位周知河川で、避難判断水位を超えなお水位の上昇のおそれがあり、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき又は、洪水警報の危険度分布で「非常に危険」(薄い紫色)が表示されたとき。
	水害 緊急安全確保 <b>3 その他の河川で、洪水キキクルの危険度分布が「災害切迫」(黒色)に達したとき。</b>	水害 緊急安全確保 (新設)
	土砂災害 高齢者等避難 1 大雨警報(土砂災害)が発表され、 <b>土砂キキクルの危険度分布が「警戒」(赤色)に達し、更に降雨が予想されるとき。</b>	土砂災害 高齢者等避難 1 大雨警報(土砂災害)が発表され、更に土砂災害警戒情報の危険度情報が「非常に危険」に達するような降雨が予想されるとき。
	土砂災害 避難指示 1 土砂災害警戒情報が発表され、 <b>土砂キキクルの危険度分布が「危険」(紫色)に達し、更に降雨が予想されるとき。</b>	土砂災害 避難指示 1 土砂災害警戒情報が発表され、危険度情報が「非常に危険」に達し、更に降雨が予想されるとき。
	土砂災害 緊急安全確保 1 土砂災害警戒情報が発表され、 <b>土砂キキクルの危険度分布が「災害切迫」(黒色)に達し、更に降雨が予想されるとき。</b>	土砂災害 緊急安全確保 1 土砂災害警戒情報が発表され、危険度情報が「極めて危険」に達し、更に降雨が予想されるとき。

項 目	修 正 案	修 正 前
<p>P. 119            &lt;共通対策計画&gt;            第3章            災害応急対策            計画            第8節            避難受入れ計画</p>	<p><b>6 避難行動要支援者等の避難支援</b></p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿の作成等</p> <p>ア 市は、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして別に定めるもの）について、避難支援等（避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）を作成するものとする。</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p> <p>①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所 ⑤連絡先            ⑥避難支援等を必要とする事由            ⑦その他、避難支援等の実施に関し必要な事項</p> <p>ウ 避難行動要支援者名簿の情報は、避難支援等関係者（避難支援等の実施に携わる関係者として別に定めるもの）に対し、提供するものとする。</p> <p>エ 上記のほか、避難行動要支援者名簿の作成及び提供に関し必要な事項は別に定める。</p> <p>(2) 個別避難計画の作成等</p> <p>ア 市は、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 個別避難計画には、避難行動要支援者名簿に記載する内容のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p>	<p><b>6 避難行動要支援者等の避難支援</b></p> <p>(1) 避難行動要支援者の定義</p> <p>避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、必要な情報を迅速かつ確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取ることに支援を要する人々をいう。</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>ア 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、災害リスクの高い場所に居住する者の情報など、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。</p> <p>イ 市は、避難支援等に携わる関係者として、避難支援者、自治会組織（自主防災組織）、民生児童委員協議会等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、本人の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができるものとする。</p> <p>ウ 避難行動要支援者名簿情報の漏洩の防止等について、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(3) 避難支援プランの策定</p> <p>市は、あらかじめ、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援プランを早急に整備するものとする。</p>

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p>①当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について 避難支援等実施者(避難支援等を実施する者)の氏名又は名称、住所又は居所及び連絡先</p> <p>②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>③その他、避難支援等の実施に関し必要な事項</p> <p>ウ 作成した個別避難計画は、避難支援等関係者に対し、提供するものとする。</p> <p>エ 上記のほか、個別避難計画の作成及び提供に関し必要な事項は別に定める。</p> <p>(＜共通対策計画＞第2章 災害予防計画 第13節 要配慮者災害予防計画に記載)</p>	<p>ア 避難支援プラン(全体計画)に規定する主な項目</p> <p>(i) 避難行動要支援者の範囲</p> <p>(ii) 情報の収集・共有・提供にかかる方針・取扱い</p> <p>(iii) 個人情報の取扱方針</p> <p>(iv) 避難行動要支援者への情報伝達体制・手段</p> <p>(v) 避難行動要支援者の避難に係る基準</p> <p>(vi) 避難支援者の設定方法</p> <p>(vii) その他必要な事項</p> <p>イ 避難支援プラン(個別計画)に規定する主な項目</p> <p>(i) 避難行動要支援者の基本情報</p> <p>(ii) 避難に必要な情報</p> <p>(iii) 避難支援者又は避難支援者の有無</p> <p>(iv) 情報伝達手段</p> <p>(v) その他避難に必要な情報</p> <p>(4) 要配慮者利用施設の被害想定</p> <p>要配慮者利用施設の被害想定については、資料編 2-22 のとおり。市は、施設の避難計画策定に協力するものとする。</p>
<p>P.196 ＜共通対策計画＞ 第3章 災害応急対策 計画 第24節 災害ボランティア 受入れ計画</p>	<p><b>3 市の役割</b> 市社会福祉協議会との連携等</p> <p><b>4 市社会福祉協議会の役割</b> 市社会福祉協議会は、市が大規模な災害が発生していると認めた場合、その他必要と認めるときは、市本部の要請に応じ、連携して、災害ボランティア受入態勢を確立する。</p> <p>(1) 運営体制(別図「災害ボランティア受入体制図」参照。)</p> <p>ア 原則、米子市福祉保健総合センター(ふれあいの里)内に、「米子市災害ボランティアセンター」を開設する。</p> <p>イ 災害ボランティアセンターの運営要員は、あらかじめ市社会福祉協議会及び関係機関・団体の各責任者が定めておく。</p>	<p><b>3 市の役割</b> 市社会福祉協議会、米子市ボランティア協議会との連携等</p> <p><b>4 市社会福祉協議会及び米子市ボランティア協議会の役割</b> 市社会福祉協議会及び米子市ボランティア協議会は、大規模な災害が発生していると認めた場合、その他必要と認めるときは、市本部と連携して、災害ボランティア受入態勢を確立する。</p> <p>(1) 運営体制(別図「災害ボランティア受入体制図」参照。)</p> <p>ア 米子市福祉保健総合センター(ふれあいの里)内に、「米子市災害ボランティアセンター」を開設する。</p> <p>イ 災害ボランティアセンターの運営要員は、市から職員を派遣するとともに、あらかじめ市社会福祉協議会及び米子市ボランティア協議会の各責任者が定めておく。</p>